

中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するため、**親企業との取引条件の改善や、中小企業自らの生産性向上**が極めて重要。
- 加えて、12月27日に策定された「**転嫁円滑化施策パッケージ**」や、それを踏まえて2月10日のパートナーシップ構築推進会議で打ち出された「**取引適正化に向けた5つの取組**」の実現に向けた取組も必要。
- このため、取引環境改善に向け、各業界団体が策定する「**自主行動計画**」の改定、価格交渉促進月間の更なる浸透、電子受発注システム普及拡大による生産性向上等を進める。

	現状・課題	今後の取組方針
自主行動計画の改定	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、18業種51団体の業界団体において、取引適正化に向けた自主行動計画を策定済み。 ● 昨年の夏を目前に、2026年の約束手形の利用廃止等を目指した自主行動計画の策定・改定を要請し、51団体全てにおいて、策定・改定を実施済（同年8月に開催した本WGにおいてフォローアップを実施）であるが、今後、約束手形の利用の廃止の道筋の具体化が必要。 ● また、昨年末の「転嫁円滑化パッケージ」の策定を受け、労務費等の価格転嫁の円滑化や、パートナーシップ構築宣言の拡大が必要。 <p>（参考：パートナーシップ構築宣言について） ・取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するもの（6000社超が宣言済）。大企業の宣言企業数拡大や実効性の強化が課題。</p>	<p>取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目前に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な取組を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ※ 1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、業種をまたいだ課題の抽出を行い、春頃までに中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、各業界団体にフィードバック。各業界団体において、それらの課題に対する対応も自主行動計画の改定に盛り込む。 ※ 2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。 ② 各業界団体の会員企業（特に資本金3億円超の大企業）は、「パートナーシップ構築宣言」を行うこととすること、又は各業界団体から会員企業に対して「パートナーシップ構築宣言」の実施を促すための取組を具体化すること。 ③ 価格交渉促進月間に合わせ、各業界団体の会員企業は、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁に積極的に応じること、又は価格協議に応じること。 <p>上記の改定状況について、本WG次回会合（今秋目処開催予定）においてフォローアップを実施。</p>
価格交渉促進月間	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。 ● そのため、昨年9月を価格交渉促進月間とし、労務費や原材料費等の上昇分について、価格交渉によって下請価格への適切な反映がなされるよう、各種取組を実施。 ● 月間終了後に実施したフォローアップ調査（4万社へのアンケート調査、2千社への下請GMXヒアリング）に基づき、本年2月の「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の場において、業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を実施する旨、経済産業大臣から公表。 ● 今後取組を継続し、価格交渉を定着させ、価格転嫁を実現することが重要。 	<p>フォローアップ調査より、9月に加えて、3月にも価格交渉を行うという企業が多かったことなどから、本年3月も「価格交渉促進月間」として設定。年に2回、価格交渉促進月間を設定することで、価格交渉の浸透・定着を図る。</p> <p>3月の月間の実施にあっても、以下の取組を実施し、業界を巻き込んだ取組としていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月間終了後（4月～）にフォローアップ調査（受注側企業に対し、前回調査を上回る15万社へのアンケート調査、2千社への下請GMXヒアリング）を引き続き実施。 ○ フォローアップ調査に基づき、価格交渉・価格転嫁の状況に関する業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を引き続き実施。前回の価格交渉促進月間に続き、連続して問題が抽出された企業については、同法に基づく指導の実施も検討。 <p>※ 上記の助言及び指導については、中小企業庁は対象企業・バックデータ等を整理した上で、各事業所管大臣に事業者に対する助言・指導文書の発出を要請（従前のとおり、事業所管省庁独自の判断で助言・指導を行うことを妨げるものではない）。</p>
電子受発注システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年を目前に電子受発注システム導入率約5割を目指すことになっている。 ● 各業界の業界団体等においては、中小企業の会員が少なく、中小企業の取引実態等について把握ができないといった課題が存在。 ● 中小企業に対する電子受発注システムの導入意義の周知や導入費用への支援が重要。 <p>（参考）中小企業へのアンケート調査「令和3年度取引条件改善状況調査」の結果を踏まえると、電子受発注システム導入率は、受注側で48.5%、発注側で40.9%。</p>	<p>電子受発注システム導入に向けた現状・課題を踏まえ、資料6の「電子受発注システム導入率向上に向けたロードマップ」に沿って、以下に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 来年度初年からデジタル化診断、来年度の取引条件改善状況調査等のアンケート調査による電子受発注システム導入率をKPIとして測定 ◆ 中小企業に電子受発注システムの導入等の必要性の気付きを促すためのデジタル化診断事業の実施 ◆ 電子受発注システム等の導入に限定し、補助率引き上げ、補助対象拡大等の優遇措置が講じられたIT導入補助金特別枠の活用促進 ◆ 業界別に電子受発注システム導入ツールの特定・開発 ◆ 業界を越えた接続を可能とする産業データ連携基盤の実証事業の実施